

日本の古暦の様式について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): premodern calendar, guchureki, kanagoyomi, bibliography, studies for historical materials 作成者: 湯浅, 吉美 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/293

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本の古暦の様式について

On Styles of Japanese Premodern Calendars

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

本稿は、さる事情ゆえに陽の目を見ずにいる旧稿を修訂したものである。元来が事典の一章なので、内容も体裁も「論文」ではないと承知しているが、もっぱら枚数規定の都合から「論文」のカテゴリーで投稿した。この点、あらかじめ御寛恕願いたい。とはいえ、あまり類のない構成なので、それなりに御高覧いただけたらと思う。

歴史資料として日本に現存する暦（無論、太陽暦採用以前のもの）を様式から分類すると、漢字で書かれた具注暦と、平仮名または片仮名による表記を主とする仮名暦と、そして絵や絵文字で表現した絵暦、この三者に大別できる。ごく単純には、具注暦は正式かつ公的なもの、仮名暦・絵暦は民間的あるいは私的なもの、といえよう。三者の間には、単に漢字か仮名か絵文字かの違いのみならず、記載される暦注の内容にも差が見られる。これはそれぞれの用途や性格、成立の事情などにより生じたものと考えねばならない。

さらに、巻き物か冊子かというような、資料としての形態上の違いに着目して分類することもできる。構造（形態）と機能（働き）とは必ず関係するものだから、これもやはり、それぞれの使われ方に注意して理解すべきで

ある。

本稿では具注暦と仮名暦とにつき、様々な様式を紹介しつつ、上記のような視点で若干の考察を加える。なお、暦注（記載事項）の意味・内容・撰日等については言及しない。

ところで、あらゆる暦に共通することなので、まず最初に指摘しておきたいことがある。それは、基本的に「〇〇元年」の暦は存在しない、少なくとも資料の呼称として「元年」を用いるのは不適切だということである。理由は以下のとおり。

暦も含めて古典籍を資料として取り扱う学問を書誌学という。書誌学では、書名をまず内題（または本文巻頭題署）に拠って決定することを原則とする。しかるに、あらゆる暦が前年のうちに作成される以上、内題にはその時点の年号が用いられる。翌年に改元が行われるかどうか、わかっていないからである。したがって、内題に新年号を使って「元年」と記す暦は存在しない。たとえば、鎌倉時代の建治元年（1275）という年号は、文永12年の4月25日に改元があって生まれたものである。前年（文永11年）のうちに翌年の暦を造るとき、誰もが「来年は文永12年」と考えているから、暦の巻頭題署も「文永十二年具注暦日」という具合に書かれる。この暦を書

キーワード：古暦、具注暦、仮名暦、書誌学、歴史資料学

Key words : premodern calendar, *guchureki*, *kanagoyomi*, bibliography, studies for historical materials

誌学的に著録（書誌事項を採集記録すること）する場合、書名としては（建治元年ではなく）「文永十二年」を採ることになり、かくして「元年」という書名をもつ暦は存在しないのである。

（1）具注暦

ことばの意味としては、具（つぶさ）に注のある暦ということ。すなわち、すべての暦注を具備した正式の暦である。暦法そのものが中国暦に依拠しているのも、様式・体裁の点でも概ね中国のものに従っている。仮名暦の一部を仮名具注暦と呼ぶこともあるが、一般的には漢字で書かれたものだけを具注暦という。

養老令制および延喜式制の規定によると、陰陽寮の官人である暦博士らが造暦を担当し、毎年11月1日以前に翌年の暦を造り終えて奏進する。そして11月1日に御暦奏が行われ、御暦を天皇に奉り、頒暦（人給暦）を内外諸司に頒下する。また中宮や東宮にも献ぜられた。これらはいずれも具注暦で、御暦は上下2巻、頒暦は1巻に仕立てられた。頒暦は、平安時代前期までは166部であったが、中期には120部となり、やがて天皇の出御もなくなって、御暦奏そのものが形式的な年中行事の一つに過ぎなくなった。

具注暦は、まず巻頭に八将神の方位、月の大小、年間日数など年単位で変化する事項（暦序）を記し、続けて日々の暦注に関する説明・凡例の文言（暦例）を記載する。以上の部分を歳首という。暦注の解説は、室町時代以降、省略された。また月の初めの部分はふつう2行を使い、月ごとに変化する事項を記す。これを月建と呼んでいる。あとは毎日の事項となる。日ごとに、まず行頭に宿曜を朱書、上

段に日付・干支・納音・十二直、中段に没滅・二十四気・七十二候・六十卦・弦望など、下段に大小歳・日の出入時刻・日月蝕・その他の雑注、これらを毎日1行に記す。そして巻末に至ると、撰進（暦奏）の年月日とともに、造暦に当たった暦博士らの連署があり、これを暦跋という。年代や暦法の違いにより、記載事項に多少の違いはあるけれども、基本的には以上のような構成をとる。一部の暦注を朱書する点も、仮名暦にはふつう見られない特徴である。

体裁のうえでは、間空き暦と毎行書きとに分かれる。前者は毎日の暦日事項1行のあとに空白行をもつもの、後者は空白行を置かずに詰めて書かれたものをいう。後述の『御堂関白記』では間空き2行だが、次第に増える傾向にあり、間空き5行のものまで出現した。これは日記などを書き付けるために設けたもので、総じて高位貴人所用のものは間空き暦である。一方、さほどの身分でない人物所用のものは毎行書きで、これは料紙の必要量、すなわち費用の節約であろう。あるいは、日記を書くつもりがなければ、空きのないほうがよいことは言うまでもない。一般に、毎行書きのものは1年1巻、間空き暦は1年2巻が多く、空き行数によっては四季別4巻のものもある。なお、伝統的に「間明き」と書かれてきたが、用字としては「間空き」がよろしいと信ずる。

形態書誌的には、卷子本（巻暦）の書写暦が圧倒的多数。ほとんどが片面書きなのは、巻暦で両面書きにすると裏面が逆巻きとなり、閲覧に不便だからである。鎌倉時代に暦の印刷がはじまると、正和6年（1317）の版本具注暦（横浜市・称名寺蔵）もあるが、これが唯一の現存例。また、応長2年（1312）の版

本具注暦を江戸時代に大田南畝が転写しているけれども、肝心の原本は伝わっていない。

遺品の点数では鎌倉時代末期がピークで、仮名版暦が普及するにともない減少する。しかし、細々ながらも明治の初めまで書写暦がつくられ、天理大学附属天理図書館に蔵する明治4年(1871)のものが最後と見られる。

a. 正倉院の暦

文字どおり天平文化の宝庫とされる奈良・東大寺の正倉院には、奈良時代の具注暦が現存している。

①天平18年(746)

②同21年

③天平勝宝8歳(756)

の3点で、いずれも断簡ながら、数少ない儀鳳暦行用期の遺品として貴重なものである。

①は2月7日から3月29日までを存する。末尾に近い3月28日条は、はじめ書き漏らしたのか、27・29両日の間に細字で補入。また、同23日に穀雨とあるべきところ、誤って蟄雨とする。これらは、筆写者が暦の書写に十分習熟していなかったことを物語るであろう。特筆すべき点は、日記記事の書き入れがあることで、すでに8世紀中葉から、具注暦に日記としての用途のあったことが窺われる。その内容も、奈良時代の根本史料たる『続日本紀』と連絡・補闕するものがあったり、私的なものがあったり、量的にはわずかながらも、興味の尽きない具注暦である。官司備え付けの頒暦を自家用に書写した、中級官人の所用品と推定されている。

②は2月6日から4月16日までを存するが、一部の暦注に誤脱が見られる。

③は、歳首より正月26日までと、3月4日より4月18日までを存する。本暦の最大の特

徴は、歳首部分を完全に残していることである。巻頭題署「天平勝宝八歳暦日」の下に「凡三百五十五日」と年間日数を記し、続いて月の大小を2行に記す。さらに諸神の占位する方位、各暦注に対する説明的文言がある。これらの暦注には、宣明暦と相違するものも少なくない。細かなことを言えば、巻頭題署も相違点の一つで、宣明暦時代のはふつう「何々何年具注暦日」とするが、この暦では「具注」の2文字がない。このことから、当時はまだ具注暦という呼称が定着していなかったと考えられる。

ともあれ、正倉院現存の暦には、宣明暦時代と比較して次のような体裁上の違いがある。

- ・押界によって区画する(ヘラ状のもので界線を引き、したがって写真や遠目には見えない)―宣明暦では墨界を引く。
- ・1日1行を3段に区画し、上段には日付・干支・納音・十二直、中段には二十四気・弦望・没滅、下段にはその他の暦注を記す―宣明暦は4段構成。
- ・下段の高さが極端に高く、下段だけで上・中段の合計の2倍ほどの高さがある―宣明暦では、上・中上・中下の3段の合計と下段とが、ほぼ同じか、せいぜい下段がやや大きい程度。

b. 『御堂関白記』

摂関体制の絶頂を極めたとされる人物、藤原道長の日記である。法体の後、法成寺という絢爛豪華な寺院を造営したことから、法成寺関白とか御堂関白と通称され、ために彼の日記をこのように呼ぶ。しかし、実際は関白には就任しておらず、これは江戸時代の写本に見られる書名である。長徳4年(998.33歳)

より寛仁5年（1021、56歳）に至る記事を存し、摂関体制貴族社会を知るうえで第一の史料であることは言うまでもない。

近衛家ゆかりの文化財を伝襲する京都・陽明文庫に自筆本14巻（国宝、世界記憶遺産）を蔵する。これは1年分を2巻とする具注暦を用いたもので、この具注暦は、暦日1行、空き2行をとった、毎日3行の間空き暦である。その空きの部分に日記を記しており、典型的な具注暦日記（暦記）といえる。道長の祖父師輔の『九条殿遺誠』に、毎朝の日課として、暦を見て当日の吉凶を知り、前日の出来事を日記につけよと見える、それを遵守したのであろう。長徳4年のものを除き、横墨界で天地4段とし、縦墨界で毎行を画する。宿曜と物忌が朱別筆で書かれ、さらに別筆にて年中行事を墨書している。この暦本は（頒暦ではなく）道長が暦家に特注して造らせたものと見る説が有力である。

c. 木簡暦・漆紙暦

古代には紙が貴重であったため、短冊形の木片に文字を記すことが行われた。それを木簡という。日本では概ね7世紀前半から始まり、10世紀ころまで盛んに用いられた。用途に応じてかなり大小差があるものの、長さは20～30cm、幅は数cmのものが多い。木材に墨書したものだから、出土直後には文字の判読すこぶる困難で、かつては気付かずに捨てられていたという。保存処理技術の確立と、赤外線写真の普及とにより、一次資料として脚光を浴びるようになった。

日本で最初に発見された木簡暦は、1980年に静岡県城山遺跡から出土したものである。木簡としてはかなり大きく、長さ58cm、幅5.2cmある。表に神亀6年（729）の歳首を記し、

裏に正月18日から20日までを存する。表裏で上下が逆であることが注意されるが、用途に基づく意図的なものか否かはわからない。この体裁で計算すると、1年分では60枚以上の木簡が必要となり、上記の大きさからして机上に備えたとは考えにくく、壁に掲出するような使い方であったかもしれない。ちなみにこの遺跡は、隣接する伊場遺跡とともに、郡家（律令制下の郡の役所）跡の可能性が高い。

また、中央の京跡でも木簡暦の出土例がある。やはり1980年に、奈良県の藤原京跡から、「五月大一日乙酉水平 七月大一日甲申」と記すものが発見された。これは削りかすの木片で、わずかな抜書きに過ぎないものの、大宝4年（704）の暦と推定され、大宝令施行直後の遺品として注目される。1982年には平城宮跡で、「歳後天恩母倉」などの文字のある木簡が出土した。明らかに具注暦の下段暦注部分と見られるが、断片的に過ぎ、年次は判断できない。伴出した木簡には養老5年（721）から天平9年（737）の年代が与えられているので、同じころのものであろう。出土地点は内裏東北の官衙遺跡である。

次に漆紙暦。漆紙とは、当時貴重品であった漆の容器に、蓋として使用されていたものである。紙もまた貴重であったため、公文書などの反故紙が使用され、漆が染み込んだことによって、紙でありながらも土中で腐蝕せずに残った。木簡同様、漆紙文書も判読は困難を極め、やはり赤外線を用いて観察される。最初の発見は1978年、宮城県多賀城遺跡からである。漆紙暦とは、上記のような漆紙文書として発見された暦をいう。

その多賀城出土漆紙文書の中に、具注暦の断片が含まれていた。わずか10数文字であったが、宝亀11年（780）11月の暦と判明。そ

れまでまったく知られていなかった大衍暦行用期間のもので、資料的価値が大きい。多賀城は神亀元年（724）に創建され、陸奥の国府と鎮守府とが併せ置かれた、古代国家による東北地方経営の拠点である。

陸奥鎮守府は、延暦21年（802）に胆沢城（岩手県奥州市）が完成するとそちらに移るが、この胆沢城の発掘調査でも漆紙暦が出土している。これもまた微々たる断簡で、延暦22年4月の5日間分と、同23年9月の6日間分および10月の月建の一部を存する。やはり大衍暦時代の具注暦で、七十二候・六十卦の記載が見られることなど、体裁としては宣明暦時代のものと類同であることが判明した。別々の年の暦が表裏をなす点も珍しい。

さらに、茨城県石岡市の鹿の子C遺跡からも漆紙文書として具注暦が出た。直径20数cmという比較的大型の断簡で、延暦9年（790）5月下旬から6月上旬のものと判読された。料紙の下半分なので日付部分を欠いているが、6月の月建と、毎日の下段暦注がわかったことの意義は大きい。この遺跡は常陸国衙付属の工房と見られている。

全体として、木簡暦や漆紙暦の場合、文字のみが書かれ、界線は見られない。少なくとも、墨界は引かれていないといえる。漆紙暦に押界を施した可能性はあるが、紙面からの検出は困難であろう。

以上、早くから知られてきた遺品を挙げた。これ以外にも、たとえば奈良時代の秋田城跡（秋田市）など、地方官衙遺跡を中心として各地に暦の出土例がある。発掘調査は全国で止まることなく盛んに実施され、出土遺物は年々、万を以って算する数が報告されるけれども、それだけに情報を逐一収集することは至難と言わざるをえない。情報の一元的集積

と、その公開利用化が期待される。

なおここで、出土暦の暦年次と遺跡の年代との関係について一言する。

暦年次は記載された暦日事項から判断される、確定的な知見である。しかし、木簡や漆紙の場合、不要となって廃棄されたものが残存して見つかるのであるから、暦年次と遺跡の年代との間には、多少なりとも時間差が生ずる。出土資料の暦年次は、比類ない確実性をもった指標となる一方で、常にこのことに留意する必要がある。

d. 鎌倉時代以降

鎌倉時代以降の具注暦は、①『御堂関白記』同様、貴族の日記が書き入れられて残ったもの（暦記）と、②紙背（料紙の裏面のこと）を典籍の書写に再利用した結果、保存されてきたものが多い。どちらの場合も、ほとんどすべてが卷子本の書写暦である。やはり墨界を引いて天地4段、毎行を画する。

前者①については、先述の如く次第に空き行数が増えた。また、歳首において暦序のあとの暦例が簡略化もしくは省略された。それ以外、様式的に大きな変化はない。所蔵先としては、関白歴代20人の日記自筆本を伝える近衛家陽明文庫を白眉とする。鎌倉時代前期、近衛家実の日記『猪隈関白記』あたりが基準的遺品といえよう。もちろん、近衛家に限らず暦記はある。たとえば、広橋家に伝来して国立歴史民俗博物館に蔵する『民経記』（鎌倉中期の公卿、勘解由小路経光の日記）など。ただし、日記の自筆本なら必ず暦記というわけではない。また、伝存の事情—ほとんどの貴族の家が退転した一から、ごくふつうの貴族のものは少なく、武家のものも見られない。公武の生活感覚の違いであろう。

後者②については、実にさまざまな遺品がある。資料の保存・伝来の条件からして、大寺院に所蔵されてきたもの、すなわち僧侶の所用品であったものが多い。様式上、前者①との違いは、ほとんどすべてが毎行書きという点で、文字の書風や料紙の質から見ても上等の遺品は少ない。そして、歳首は総じて簡略化され、暦跋の造暦者名も、まったく省略されているか、あっても1、2名程度の場合が多い—正規のものは4、5名。

暦というものは本質的に、当年が終われば必要なくなるものである。とくに、中国流の太陰太陽暦—つまり日本の暦もそうだが—のように複雑な暦法では、同じ暦を用いる機会二度と再び訪れないと言ってよい。ゆえに、日記でも記してあれば話は別だが、そうでなければ、翌年には完全に不用品となる。紙が貴重であった時代、暦は最も安心して再利用できる資源であった。このため、暦の裏面にいろいろな文献が書写されたのである。

ところで、そもそも、そうした具注暦がどのように書写されたか—つまり、個々人が必要に応じて自ら書写したのか、それとも職業的に供給する者がいたのか—という点は明らかでない。おそらく両方であろうが、今後検討すべき課題の一つといえよう。暦の専門家でない者が書写したために生じたと見られる誤脱もしばしばあるので、注意を要する。単なる誤写なのか、あるいは法則的な異説なのか、わずかばかりの所見で軽々しく論ずるべきではない。また、資料の現状や目録記載の方針によっては、料紙が具注暦であると明示していないことも多いので、学界未知や未報告の暦も相当数ある。

全体として、具注暦には様式の時代的变化は少なく、それは10世紀末から11世紀初頭に

確立したと評してよいであろう。

なお、鎌倉末期に版本具注暦がつくられたことも知られるが、現存するのは横浜・称名寺に蔵する正和6年（1317）の1点のみで、定着はしなかった。書写暦と比べて省略があり、暦注の異同も見られるから、書写暦を単純に上木したわけではない。

（2）仮名暦

漢字で書かれた具注暦に対し、仮名書きのものをいう。ただし、年号や数字、月・日・大・小などの文字は漢字で書かれることが多く、漢字の交じる度合いは遺品ごとに様でない。仮名暦は、難解な暦注の中から必要な事項だけを抜き出して採用し、わかりやすく仮名書きにしたものと理解されている。成立事情はおそらくそのとおりなのであろうが、実際の遺品を見ると、とくに近世のものでは極端に記号化された文字が多く、かえって判読しづらい印象をもつ。平安時代末期に貴族社会の女性向けとして考案されたと考えられており、鎌倉時代前期（13世紀前半）からのものが残っている。

様式としては、年の初めに歳首（暦序・暦例）のあることは具注暦と同じだが、その内容はかなり簡略化されており、時代の下とともに暦例は書かれなくなった。次に、月ごとの初めには大小など、その月に関する事項を1行に記す（具注暦の月建は2行）。日ごとの行は、ふつう3段に分け、上段には日付・干支・十二直を記す。中段には二十四気を書くが、中気は「～月中」、節気は「～月せつ」とし、二十四気の呼び名は記さないものが多い。ただし、二分二至や四正（四立）は記入することもあり、しかも漢字で書いた例も少なくない。そのほか中段には弦望・没滅など

が書かれる。たとえば、「上けん」「もち」「下けん」「もつ」「めつ」のように。また七十二候を記す場合、「瀬祭魚」を「おそうを、まつる」のように訓読した言葉によって記す。そして下段には、その他の暦注を記す。たとえば、「くゑ日」「かん日」とか、「ゆあみによし」「むことりによし」といった具合である。朱書は無いものが多いが、書写暦の一部には朱書をもつ例もあり、版暦でも二度刷りで朱書暦注を入れたものがある。

具注暦との最大の違いは、特別のものを除いて、一般に巻末の暦跋（造暦者の氏名）がないことである—ただし、先述のように、具注暦でも公卿所用以外のものは暦跋を完備しない。このことは、仮名暦は正式の暦ではないという意識を反映したものと考えられる。とはいえ、とくに書写暦においては、公卿の家や大寺院に伝わった（と見られる）ものがほとんどで、装訂や料紙、書きぶりなども整った上質の遺品が多いから、相応の専門家の手によって製作されたのであろう。また、仮名暦には間空きがなく、毎行書きである。

a. 書写暦

仮名暦は平安時代末に成立した可能性があるけれども、そこまで遡る遺品は現存せず、鎌倉前期に属するものから書写暦の仮名暦が伝わっている。具注暦同様、たいていは貴族の日記や古典籍の料紙として残ったもので、多くは整った体裁をもつ。もっとも、日記自筆本として残った場合でも、仮名暦は毎行書きなので暦面余白が乏しく、紙背に記入したものが見られる—たとえば、陽明文庫蔵『尚嗣公記』など。

現在までのところ最古とされているのは、宮内庁書陵部に蔵する九条家本『中右記』の

紙背に存する嘉禄2年（1226）のものである。これは中御門右大臣と呼ばれた藤原宗忠の日記で、自筆本ではない転写本ながら、書写の料紙として用いられた例。

次に古いのは、東京・東洋文庫に蔵する『民経記』の紙背にある安貞2年（1228）のもの。上記の嘉禄2年仮名暦が報告されるまで、こちらが最古とされてきた。宿曜や十二直も省いて、ごく限られた暦注のみを採用している。

少し下って、文永6年（1269）のものが東京・前田育徳会尊経閣文庫に存する。これは『声明類聚』という仏典の紙背にある。記載事項が増加し、上段に納音や十二直が加わったばかりでなく、年中行事も記されるようになった。宿曜に朱書が見られる点など、具注暦に近い様式となっている。

あるいは、滋賀県・布施美術館所蔵の仮名暦断簡（正応3年（1290）10月）では、十二直が中段に移っている。これは仮名版暦で一般に見られる様式で、俗に十二直を「中段」と称する所以だが、それに影響を与えたと考えられる。

下って江戸時代になると、記載される暦注がさらに増え、字体が極端に縦に細長く記号化したものとなる。仮名版暦では比較的早くからこうした文字が見られるので、書写暦がその影響を受けたものと考えられている。

さらに、江戸時代の遺品として、幕府などに納められた献上暦と呼ばれる特別上製のものがある。記載内容は一般の仮名書写暦と大きく変わらないが、巻末に暦跋（造暦年月日と造暦者の連署）がある。

仮名書写暦は、形態的には卷子本（巻暦）だといってよい。

b. 仮名版暦

印刷された仮名暦では、鎌倉時代末、元弘2年（1332）の断簡が最古とされている。これは現在、東京の東洋文庫に蔵するもので、幕末の学者、穂井田忠友らにより奈良・法隆寺で発見された。部分的に朱注があるから、二版刷りの可能性が指摘される。現存唯一の版本具注暦が正和6年（1317）であることを併せ考えると、具注暦・仮名暦ともにほぼ同時期に印刷が始まったと見てよからう。

そもそも印刷術というものは、大量需要に応じられること、完全に同一の本文を提供できること、この2点を長所とする。その意味で、暦は最もその恩恵に浴するところ大なるものの一つである。版暦の出現は必然的で、言わば時間の問題であった。ちなみに、現在では版暦（はんれき）と称するが、古くは摺暦（すりごよみ）と呼んだ。

書写暦と比べて、仮名版暦の特徴・利点は、

- ・ 1行の幅が狭く、縦に細長い—コストダウンと利便性（暦の商品化）。
- ・ 匡郭（全体の枠）など一部の界線に太線や二重界を用いることがある—書写暦では縦横とも一定の細線。
- ・ 諸神の方位など、図を用いて示すことが多い。
- ・ 部分的に白抜き文字を使うなどして、単色刷りでも視認性を高めたものがある。

などの点が挙げられる。

中世に遡る版暦としては、伊豆の三島暦と大和の南都暦が代表的。三島暦は別に後述するので、ここには記さない。南都暦は奈良暦・南京暦とも称し、また幸徳井家によって行われたので幸徳井暦の名もある。史料上の所見によると、15世紀中葉から盛んに頒行された

らしいが、後に掲げる応永14年（1407）の片仮名版暦も南都暦と考えうる。とすれば、15世紀初頭には始まっていた可能性がある。一方、上に述べた元弘2年のものは、様式的に大きな隔たりがあるため、ふつう南都暦の類には入れていないが、当時の印刷文化の中心が南都にあったことを思えば、狭義の南都暦でなくとも、南都で刷られた暦と見てよいと考える。したがって、広義の南都暦の起源は、14世紀前半代に遡るといってもよいのではあるまいか。古くは巻暦で、後に綴暦が主流となった。春日神社の講組織を通じて頒布されたらしく、その活動や祭礼に関する広告的内容が表紙にある。また、14人の暦師が共同で開版し、それぞれの名前をあとから部分的に刷り込んでいる。

このほか、著名な仮名版暦の類を、様式的特徴を中心として記す。

- ・ 京暦…造暦の総本家たる賀茂家から草稿の提供をうけて上木。書写暦の伝統を守って巻暦（無軸で、表紙は簡単なもの）であったが、大坂の松浦版は綴暦。ほかに一枚刷りの略暦もつくられた。日付の「日」字の形と、黒日の天界に三角の突起を出すことが特徴。大経師暦と院御経師暦との間に様式上、大差はない。後には伊勢暦の隆盛に押されて、伊勢暦とほとんど変わらない体裁を採った。なお、松浦版を出した松浦善右衛門は京暦の大坂弘所なので、区別して大坂暦と呼ぶこともある。
- ・ 伊勢暦…御師と呼ばれる配札者が諸国の信徒を廻って配り歩く賦暦が基本であったが、形の大小、紙質の良否、装訂の上下などの異なる数種がつけられ、信徒の格式によって配り分けた。また、

- 江戸中期以降、庶民の伊勢参宮が盛んになると、土産物としても売られた。発行部数は幕末で200万といわれる。貞享改暦後は、ほぼ一定した15人の暦師により、それぞれ特徴のある版がつくられた。天地五行方位図を載せる千貫屋市大夫版、恵比寿・大黒を描く小禰宜彦大夫版、福神や縁起物と六十(干支)図を描く箕曲甚大夫版、二十八宿図を載せる箕曲作大夫版など、主に巻頭の意匠に違いがある。共通する特色としては、八十八夜・二百十日など農業・漁業に関わる注や吉凶判断の注が多いこと、日付の「日」字が独特の形であること、月ごとの干支を記すことなど。装訂はいずれも折暦であった。
- ・江戸暦…江戸暦の特徴は、当初から(社寺と無関係に)商業的に出版されたことである。そのため、他の地方暦と比べて版元ごとの違いが大きい。冊子形の綴暦で、小型のものが多く、外題題箋にかけて年の十二支の朱印を押捺する。内容的には伊勢暦に近い。
 - ・秋田暦…綴暦で、二つ折りの折り目のほうを綴じる逆綴じが特徴。
 - ・仙台暦…正徳5年(1715)に幕府から禁止されたあと、幕末の安政元年(1854)に至って再び許可された第2期のものでは、江戸暦に類似した綴暦である。第1期の禁止理由は、官暦以外の暦注を記載したことであった。
 - ・会津暦…初期に木活字による印刷が行われたことと、4面を1紙に刷って折る袋綴じとを特徴とする。三島暦と同様、七曜が3日進んでいた。
 - ・鹿島暦…遺品が茨城県の六地藏寺にあ

り、見行草(造暦計算用のワークシート)も残っている。閏月を神託によって決めた点が他に類を見ない—ただし、それでは閏月の閏月たる所以を見失うことになる。

- ・丹生暦…伊勢国飯高郡丹生郷(三重県多気町)で開版。元々これを模して伊勢暦がつくられたので、内容・体裁ともに伊勢暦と似る。折暦が多い。
- ・泉州暦…南都暦の強い影響が窺われる賦暦。装訂は綴暦で、「～年具誌暦云」で始まる暦序をもち、年干支・日数・諸神の方位・月の大小を記す。岸和田暦とも呼ぶ。
- ・薩摩暦…中国・清の時憲暦の様式を模している。僻遠のため、江戸や京に出て学んだ暦官が独自に暦算を行うことを認められていた。ただし、流通は藩領内に限る。暦序に見える天官神や、生氣・金櫃・天福といった暦注など、独特の事項がある。また、下段の吉凶に「吉」「忌」の文字を白抜きで入れている。

c. 三島暦

三島大社(静岡県三島市)の下社家と伝えられる暦師、河合家から頒行された暦である。史料上の初見は南北朝時代、応安7年(1374)。禅僧義堂周信の日記『空華日用工夫略集』の同年3月4日条に、三島暦ではこの日を上巳節としていて、京暦と相違することを記している。現存する遺品では栃木県の足利学校遺蹟図書館に蔵する『周易注疏』の表紙裏に用いられたものが最古で、永享9年(1437)の仮名版暦。戦国時代になると、伊豆国は相模小田原を本拠とする北条氏の支配

下に入り、その領国内では三島暦が独占的に
行われたらしく、北条氏の席捲とともに東海
から関東甲信に広く流布した。しかし、貞享
改暦後は伊豆国と江戸でのみ許されることと
なり、のちに辛うじて相模国が加え許された。

三島暦が早くから版暦であったため、版暦
全体の代名詞となり、一時的には京都の摺暦
座のものさえ「三島暦」と呼ばれたという。
また、版式の上では文字が細かいことを特徴
とし、こまごましていることをいう比喻にも
使われた。江戸時代の文人の随筆に見る「三
島暦のやうなる役にもたたぬ愚痴なる文」と
いう表現など、いささか酷である。さらに、
高麗焼の陶器の呼称にある「三島手」は、三
島暦の仮名文字のように縦に細長くうねうね
した文様のあるものをいい、「暦手」とも呼ぶ。
それだけ人々の生活の中に三島暦の様式や印
象が浸透していたわけで、見ようによっては、
他暦にない面目とも評しうる。

内容面での特色としては、

- ・ 古いものには「たいめん（対面）初め」
「ひようちやう（評定）初め」「すなと
り（漁）」など、他の暦にない暦注が
見られる。
- ・ 農事に関わる独自の注が多い。
- ・ 七曜の割り当てが3日進んでいた—こ
れは会津暦と共通する。

などが指摘される。古くは巻暦であったよう
だが、江戸時代には大小2版とも綴暦。

また、幕府などへの献上品では手写本がつ
くられた。その場合、装訂は巻暦で、巻頭の
三鏡図や方位図が無い。ということは、これ
らの図はやはり版暦ならではの要素であった
といえよう。

d. 片仮名暦

数は少ないけれども、片仮名書きの暦もあ
る。

まず古いところでは、応永14年（1407）の
片仮名版暦が奈良・元興寺に存する。版式は
有界毎行3段、上段には日付・干支・十二直
を、中段には二十四気や「シャク」「十シ」
などの暦注を、下段には「モノタチニヨシ」「ユ
アミニヨシ」などの吉凶を記す。歳首には年
号・干支・諸神の方位・月の大小などを記し、
あわせて三鏡宝珠の図柄がある。月の初めは
1行とり、「正月大 トクウカマニアリ」のよ
うに、月名・大小・土公のみを記す。いわゆ
る南都暦と見られるが、すこぶる古朴な印象
を与える。なお、持ち伝えてきた元興寺極楽
坊は、中世庶民の素朴な仏教信仰の中心地の
一つとして知られ、この暦の表裏にも地藏菩
薩の印仏（仏尊の姿を彫ったスタンプ）がほ
とんど隙間なく押捺されている。

また、国立天文台に蔵する慶長16年（1611）
の片仮名版暦では、毎日の行頭に漢字で七曜
があり、毎月の一日の行頭には二十七宿（漢
字）も見える。「大ミャウ」「天クワ」「シャク」
などの注も行頭欄外にある。折り目痕があっ
て、一見、折本のように見えるものの、暦面
が連続しているから、元は卷子本と思われる。
版式の類似や、南都暦特有の「八フ」（八風）
があるところから、これも南都暦であろう。
以上の2点を含めて、片仮名版暦はいずれも
南都暦と見られている。

一方、きわめて珍しい例として、片仮名を
用いた書写暦が岩手県種市（洋野町）の旧家
から発見されている。ほとんどが江戸時代前
期に属し、寛永、慶安、承応、明暦、万治、
延宝にわたる11年分と、少し離れて明和3・
4年（1766・7）の2年分とがある。歳首に

は年号・年の干支・年間日数のほか、大將軍や歳徳神などの方位を記す。次に各月には、月名・大小・一日（ついたち）の干支と十二直・おもな暦注（毎月2～3項目ほど）を記す。すなわち、月頭（つきがしら）の様式をとり、これらの記載内容を、片仮名もしくは漢字・片仮名交じりで記している。また、一部の年号にも片仮名書きのものが見られ、この地方での当時の読み方を示して貴重である。

ところで、これは全国でもここだけ、しかも数ある旧家の一軒のみから見つかったものなので、一つの様式と見るのが妥当かどうか、やや慎重を要する。とはいえ、最も古い寛永5年暦（1628）と最も新しい明和4年暦（1767）との間には140年の開きがあり、人間の数世代にわたるから、特定一個人の癖や趣味に帰することはできない。したがって、何かこの家に関わる特別の事情があって、類例のない片仮名書写暦が代々製作されたと見るほうがよい。ちなみに、この家は修験者を出していた家だという。なぜ片仮名なのかという理由は、修験道の方面から考察すべきことかもしれない。

（3）暦の装訂

暦も典籍（図書）の一種であるから、その成立や時代、あるいは用途に応じてさまざまな装訂のものがつくられた。それぞれの特徴につき、書誌学的な説明を交えながら記す。なお、現今では「装丁」と書くことが一般的だが、用字としては「装訂」が正しい。またペダンティックに「装幀」と書く人があるけれども、その音はソウトウであり、字義の上からも穏当でない—幀は絹に描いた絵を木枠に取り付けること。

a. 巻暦（まきごよみ）

いわゆる巻き物の形をとるものをいう。書誌学的には卷子本（かんすほん、もしくは、けんすほん）と呼ぶ。書物の形態としては最も古くからある形である。装訂の仕方は、まず料紙を横に並べて置き、数mm程度を糊代として貼り合わせる。必要量の料紙を継いだならば、巻首には表紙を、巻尾には軸を取り付ける。表紙は本文料紙よりもやや丈夫な紙か、あるいは絹などの裂の場合もある。表紙の端には破損を防ぐために「押え竹」という細い竹をあてて、それを巻き込むように糊付けする。軸はふつう木材で、杉などが多く、ごく上等のものでは紫檀などの輸入材も見られる。

料紙は縦20数cmから大きくても30cm少々、横は40cm前後から50数cmを測る。これは、製紙の寸法が縦1尺、横2尺程度を基準とするためであろう。1行の幅は2cm内外なので、平年（354日）を毎行書き（間空きを入れない）としても紙数15紙程度、全長7mを超えるものとなる。紙質は楮紙（コウゾ）か斐楮交漉紙で、平滑で高級感のある斐紙（ガンピ）はまず見られない。あくまでも実用消耗品だからである。

巻暦は、具注暦と仮名書写暦のほとんどがこの装訂をとり、仮名版暦でも古いものにはこの装訂が見られる。

b. 綴暦（とじごよみ）

冊子の形をなした暦をいい、綴じ方により、袋綴じと大和綴じとがある。

袋綴じは、片面に書写または印刷した料紙を、字面を外にして二つ折りとし、それを重ねて、折り目の反対側を仮綴じする。これを下綴じといい、糸または紙捻を用いる。そのうえで、これに前表紙と後表紙を重ね、糸で

綴じる。糸を通す綴じ穴は、日本では4か所が一般的である（四つ目綴じ）。ちなみに、袋綴じは和書の場合に用いる呼び名で、中国本を取り扱う漢籍書誌学では線装、あるいは線訂という。

大和綴じは、下綴じをして表紙を重ねるところまでは袋綴じと同じだが、その先が異なる。綴じる側の端から1cmほど離して上下に2つずつ、計4つの穴を開ける。そして、その2穴ごとに糸で結ぶ。袋綴じとの違いは、袋綴じが4つの穴を連続してかがるのに対し、大和綴じは第1・第2の穴を綴じる糸と、第3・第4の穴を綴じる糸とが別だという点である。料紙の両面を使用し、折り目の側を綴じ代とすることもあるが、例は少ない。

暦の場合、紙数および耐久性の点から、本格的な袋綴じとする必要は乏しい。紙数は多くないし、その年1年間だけ保てばよく、あまり持ち運ぶこともなからう。ゆえに、大和綴じ、もしくは下綴じのままのものがやや多いと思われるが、袋綴じのものもふつうに見られる。たとえば、大坂・松浦版の大経師暦（京暦）、江戸暦、会津暦、仙台暦、秋田暦（折り目の側を綴じる逆綴じ）、盛岡暦など。表紙についても、保護のために丈夫な厚手のものを付けるのは無用の費えで、しかもかえって閲覧に不都合となる。共紙（本文料紙と同じ）か、わずかに上質という程度である。

c. 折暦（おりごよみ）

折本仕立ての暦のこと。折本は、卷子本同様に料紙を貼り継いだうえで、山折り・谷折りを交互に繰り返して一定の幅に折りたたみ、前後に表紙を付ける装訂である。卷子本の場合、中途を見ようとするときにも巻頭から広げてゆかねばならず、仕舞うには当然、巻き

戻す必要がある。折本はこの不便を解消し、任意の個所を直ちに閲覧できる利便性を具えたものである。卷子本をビデオや音楽のテープに喩えれば、折本はディスクに近い。この機能は綴暦でも得られるが、ふつう綴暦は料紙の片面のみを使用するので、料紙が余計に要ることになる。折本では、両面に文字があっても表裏同等に披き見られるので、料紙を経済的に使用できる。暦のように実用第一の典籍では、最も相応な装訂といえよう。

折暦の場合、綴暦よりも表紙に気を遣っているように思われる。これは表紙の厚み（重さ）によって見開きが楽になるためであろう。綴暦（冊子）に厚手の表紙を付けると、その厚みと丈夫さゆえに開いたままにしておけず、閲覧しにくくなる。

また、折暦と巻暦は、開いてしまうと同じような体裁に見えるが、折暦では折り目に文字がかかるのを避けるべく空きを設けることがある。一方、巻暦にはそのような配慮はなく、暦面が完全に連続している。

d. 一枚暦

文字どおり、料紙一枚のままの形の暦。書誌学では、版本を一枚刷り・摺り物、写本を一枚物と呼び分けるが、暦の場合、もっぱら版本である。当然のことながら、盛り込める情報量が制限される反面、小資本の版元でも大量生産が可能で、したがって価格も安くできる。地方や民間で頒行された略暦は、ほとんどがこの形態といってよい。

（4）月頭と略暦

その他の様式として、月頭暦と略暦とを紹介して本稿を終わる。

月頭はツキガシラと読むのが正しいが、

ゲットウと読んでいる場合もある。略暦の一種で、体裁は一枚刷りである。江戸後期、宝暦年間（1751～64）頃から出版されたと見られるが、幕府が正式に認めたものではなかった。宮田屋、鶴来屋、押野屋、小松屋、橋本屋、津幡屋、能登屋、川尻屋、江戸絵卸松浦八兵衛などの版元があり、単独または数軒の連名で板行している。内容はその名のとおりで、月ごとの一日（ついたち）の干支と、ごく主要な暦注のみを記した簡略なもの。しかし、次第に記載事項は増加し、一般の略暦との差は小さくなった。幕末のものでは年の十二支の絵が入っている。ある程度の利便性は認められるものの、実用に不便なことは明らか—ツイタチから指折り数えねばならない—で、こうした様式の出現は、人々が日々の生活において暦注に注意しなくなったことを物語っているといえるのではあるまいか。

略暦は主な暦注をまとめた一枚刷りの暦。公認の暦屋が幕府の許可を得て刊行したものと、市井の版元が自由に出したものとがある。前者が毎年同じ様式でつくられたのに対して、後者はそのようなことなく、時世を風刺・批判する内容が盛り込まれていたり、猥褻な絵を伴ったりして、しばしば禁止・統制の対象となった。のみならず、後者は記載内容に誤脱が間々見られるから、暦研究の題材というよりは、風俗史的資料である。

正式の略暦の代表的なものに柱暦があり、狭義の略暦はこれを指す。縦長の一枚刷りで、文字どおり柱に貼って参照された。様式は以下の要領。

- ・最上段に年号、年の干支、「略暦」の文字を、右から横書きにする。たとえば、「天保十一庚子略暦」—「年」の字がないことに注意。

- ・その下、右に大の月、左に小の月を、それぞれ縦に並べ、一日（ついたち）の干支と入節日を注する。
- ・大小の内側には、歳徳、金神、大歳、大將軍など、諸神の占位する方位を記す。
- ・半分くらいから下に、八専、十方暮、天一天上、甲子、庚申、天赦日、土用、彼岸などの日付を記す。
- ・下段に、諸神の方位を、南を上とする円形図で示す。
- ・最下段に、版元の名前を右からの横書きで入れる。たとえば「江戸暦開板所近江屋新八」など。

略暦の最大の特徴は、暦注ごとに該当日をまとめて表示する点である。つまり、通常の暦が「今日は何の日？」的な使い方になるのに対し、略暦は「～の日はいつ？」という参照法になる。総じて製品は人々のニーズを反映してつくられるものだから、新機軸の様式が出現した背後に、人々の生活感覚や暦注に対する意識の変化を読み取らねばなるまい。

ふつうは白地に黒文字だが、「大」「小」や暦注の見出しなどを白抜きにする場合もある。すべての文字を白抜きにしたものもあり、視認性の向上に有効であったと思われる—室内が現代よりもよほど暗いことを想起されたい。

略暦は江戸時代には木版であったが、明治以降は石版・銅版も用いられるようになった。また木版のものに色刷りが現れ、維新後のほうがかえって盛んになった。これは、明治16年（1883）に民間での暦の出版が禁止（伊勢神宮司庁に限定）された反面、一枚刷りの略暦の出版は事実上、解禁されたためである。美しい多色刷りのものが喜ばれ、在来の吉祥図柄（七福神、宝船、鶴亀など）のほかに、

文明開化を象徴する文物（陸蒸気、蒸汽船など）が描かれるようになった。現代まで続く写真入りカレンダーの先駆として位置付けられよう。太陽暦採用後は新暦・旧暦併記が行われたが、明治43年からは神宮暦に旧暦を記載しなくなったため、相変わらず旧暦を記していた民間の略暦のほうが重宝がられた面もあった。ただし、今もしばしば見聞する「農事には旧暦のほうが適する」というのは、まったく正反対である。なぜなら、四季はもっぱら太陽との関係で移ろいゆくのだから。反面、潮の干満や魚介類の行動は主に月に支配される現象なので、「漁業には旧暦のほうが適する」というならば理に適っている。

ところで、この種の暦は言うまでもなく大量生産されたが、その割には残っていない。これはたびたび指摘したように、暦が本来的に年単位の消耗品であり、迎春とともに廃棄される運命を帯しているためである。同時に、時代の近さや希少価値の乏しさからして、いわゆる「お宝」的価値が無きに等しいと考えられてきたことも作用している。暦を見ると、すべて歴史資料というものは、「残った」のではなく「遺された」ものだということをあらためて感ずるのである。